3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額					
4	オフ・バランスシートの額					
5	保守的な公正価値調整による差異					
6	ネッティングルールの相違による差異（項番２に含まれる額を除く。）					
7	引当て及び償却を勘案することによる差異					
8	調整項目（プルデンシャル・フィルター）による差異					
9	……					
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄までの額を控除した額を記載すること。

b　項番３「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額」の項には、項番１「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」の項の額から項番２「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項の額を控除した額を記載すること。

c　項番４「オフ・バランスシートの額」の項には、オフ・バランスシートのエクスポージャー（標準的手法が適用される資産のオフ・バランス取引又は内部格付手法が適用される資産のオフ・バランス資産項目をいう。以下この面において同じ。）に起因する差額（自己資本比率告示に基づき、オフ・バランスシートのエクスポージャーに係る信用供与枠の未引出額又は想定元本額に対して所定の掛目を適用した後の額から、項番３の項に既に含まれている未引出額又は想定元本額を差し引いた額とする。）を記載すること。

d　項番５から項番８までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除できる。

e　項番10「自己資本比率規制上のエクスポージャーの額」の項のうち、ロ欄については自己資本比率告示第四章及び第五章に規定する信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の計算対象となる資産の額（オフ・バランスシートのエクスポージャーも含む。ただし、ハ欄及びニ欄の計算対象となるものは除く。）、ハ欄については派生商品取引及びレポ形式の取引等の信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額、ニ欄については自己資本比率告示第六章に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の計算対象となるエクスポージャーの額、ホ欄については自己資本比率告示第七章に規定するマーケット・リスクの計算対象となるネット・ポジションの額を記載すること。

f　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g　単体自己資本比率のみを算出する場合にあっては、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく」とあるのは「自己資本比率規制上の」と読み替えるものとする。

（第四面）

（単位：百万円）

ＣＲ１：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額（イ＋ロ－ハ）
		デフォルトしたエクスポージャー	非デフォルトエクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				